



おおまえ・おさむ 1970年生まれ。大阪大学法学部卒。弁護士（大阪弁護士会）。「検証 防空法―空襲下で禁じられた避難―」（法律文化社）を水島朝穂早稲田大教授と共著で出版。

寄稿 大前 治氏 （大阪空襲訴訟弁護団）

太平洋戦争中、全国各地約400の市町村が空襲を受けた。空襲で犠牲者が拡大した背景に「空襲から逃げるな、火を消せ」という防空法制があった。

1938年3月、内務省は空襲時に国民を避難させない指導方針を定めた。軍人は潔く死ぬと説く戦陣訓（41年1月）より早い時期に、市民に「空襲から逃げるな」と指導するようになった。41年12月の日米開戦前日には、空襲前の退避を全面禁止する通達が出る。違反者は防空法により懲役刑が課され、さらに戦時刑事特別法は、防空の妨害者の最高刑を死刑とした。空襲の恐怖を知らない国民は、政府指導の通りバケツリレーなどの防空訓練を繰り返した。

青森市では45年7月、米軍の空襲予告ヒラを見た市民が郊外へ逃げ始めた。県知事は防空法に基づき「7月28日までに戻らなければ食糧配給を停止する」と発表。まさにその28日、戻ってきた市民を空襲が襲った。犠牲者数は728人。防空法制がもたらした悲劇である。

当時、空襲報道はすべて「特高課」が検閲し、被害実態は隠された。44年11月、東京都内が空襲を受けたが、警視総監は「（空襲被害が大きいという）流言を飛ばすな、流言に迷うな」と訓示し「防

防空法制が多くの犠牲生む

空に挺身せよ」と呼び掛けた。内務省の防空指導課長は「焼夷弾は手袋をはめて投げ出せばよい、熱くも何ともない」という非科学的な談話を発表した。

陸軍省幹部は41年11月、衆議院の防空法改正審議で「空襲の実害は大したものではない。狼狽混乱に陥ることが一番恐ろしい。それが戦争継続意志の破綻ということになるのが最も恐ろしい」「たとえ領土の大半を敵に奪われても、あくまで戦争継続意志を挫折させない者が勝つ」と発言している。

戦争遂行のためには最後まで「空襲は怖くない、逃げる必要はない」という情報を流し、それが真実か否かは政府にとって重要ではなかった。

空襲被害者が謝罪と補償を求め、2008年12月に大阪地裁に提訴された大阪空襲訴訟。その一審判決と控訴審判決は、情報統制や防空法制について膨大な証拠に基づいて認定を行い、政府の政策により国民が危険な状態におかれたことを認めた。しかし、「軍人と比べて著しく重大な不平等とまでは言えない」として、原告の敗訴となった（9月11日、最高裁の上告棄却により確定）。

敗訴とはいえ「空襲は怖くない」という情報統制と「逃げずに火を消せ」という防空法制の問題性が認定された意味は大きい。空襲被害者を救済する法律制定のためにも、戦争とはどのように起こされるものかを現代的視点で見つめ直すためにも、大阪空襲訴訟の判決を生かしていきたい。